

様式 4

南相馬市監査委員公表第 4 号

令和 2 年 2 月 2 6 日付け南相馬市監査委員公表第 2 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき南相馬市長から令和 2 年 4 月 1 3 日付け 2 財第 5 4 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 4 月 2 7 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

監査結果に係る対応状況報告書

総合病院経営管理課・事務課	
監 査 結 果 ( 指 摘 事 項 )	改 善 措 置
<p>未収金の適正な把握及び管理がなされていないもの</p> <p>個人未収金の管理に関しては、患者等の医療費に係る債権を医事会計システムで個人ごとに管理しており、医事会計システムにおける未収金額がその明細となります。</p> <p>財務会計システムでは、毎日の個人別未収金、収入額、それらの変更額等の合計額を集計して管理されています。</p> <p>この二つのシステムは直接連動していませんが、両システムにおける未収金額は本来一致しなければなりません。しかし、今回確認をしたところ、両者に差異が生じていました。</p> <p>財務会計システムにおける個人未収金については医事会計システムのものと突合し、一致させる必要がありますので、必要な措置を速やかに図ってください。</p>	<p>未収金の把握及び管理について、医事会計システムと財務会計システムの未収金の不一致については、科目及び金額の確認作業を行い、財務会計システムの不一致額を確定させ、過年度損益修正損(益)により適正な金額となるよう速やかに修正処理しました。</p> <p>今後は医事会計システムと財務会計システムの未収金の科目及び金額の突合を月単位で行い、未収金の適正な把握及び管理を行います。</p>